特定非営利活動法人エンジェルサポートセンター定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人エンジェルサポートセンターという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都立川市に置く。

（目　的）

第3条　この法人は、里親家庭、児童養護施設、児童自立支援施設で生活する児童や、不登校、ひきこもり等で、社会的な自立が必要な児童に対して、基本的な生活技術の習得、社会参加、社会的自立への援助、児童の保護者への相談に関する事業、関連する機関への支援・ネットワーク作り、そしてそれらに必要な研修、調査・評価活動を行い、児童の自立に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(5) 子どもの健全育成を図る活動
(6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 児童・青少年が、基本的な生活技術・知識、社会参加、支えあう仲間等を得るための自立支援事業
(2) 児童・青少年の自立についての相談事業
(3) 児童・青少年の自立に関わる機関の連絡調整活動
(4) 事業に関わる調査研究、情報収集及び提供
(5) 事業に関わる人材育成・コンサルティング事業
(6) 事業に関わる研修、講演、出版・会報等普及啓発事業
(7) 自立支援を目的とする活動への情報活用支援事業
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
２　既に納入した入会金、会費は返還しない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第３章　役　員

（種別及び定数）
第 12 条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事３人以上１０人以内
(2) 監事１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）
第 13 条　理事及び監事は、理事会において選任する。
２　理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人以下、又は当該役員並びのその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１以下とする。
４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員とはしない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）
第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
3　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　議

（種　別）
第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第21条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 定款の変更
(4) 解散及び合併
(5) 役員の報酬
(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第22条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第23条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第24条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第26条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合はこの限りではない。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第27条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、FAX、電磁的方法のいずれかの方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決

に加わることができない。

（総会の議事録）
第 28 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第 29 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第 30 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第 31 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第 32 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第 33 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）
第 34 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第35条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された講事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　産

（構　成）
第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資　産）
第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管　理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会　計）
第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第 42 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、暫定予算を定め通常総会において予算が成立するまで適用することとする。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）
第 45 条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 46 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 47 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 48 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、理事会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）
第 49 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 50 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第 51 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 52 条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 53 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑　則

（細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　髙 橋 誠 一 郎
理　事　梅 田　春 生
理　事　小 島　大
監　事　青 木　和 行

３ この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年６月 30 日までとする。

４ この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年３月 31 日までとする。

５ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

６ この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）正会員（個人）　入会金 10,000 円　　年会費 10,000 円
（２）正会員（団体）　入会金 50,000 円　　年会費 50,000 円
（３）賛助会員　　入会金 0 円　　年会費 一口 5,000 円（個人は一口以上、団体は５口以上）

７　一部改正　平成 30 年９月 19 日

８　一部改正　平成 30 年 12 月 27 日